

中土佐町 一般会計等財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 …………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの…………… 再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの…………… 取得原価

取得原価が不明なもの…………… 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 …………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの…………… 取得原価

取得原価が不明なもの…………… 再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

なし

② 満期保有目的以外の有価証券

なし

③ 出資金

ア. 市場価格のあるもの

なし

イ. 市場価格のないもの…………… 出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	6 年 ～ 50 年
工作物	5 年 ～ 60 年
物品	2 年 ～ 20 年

②無形固定資産(リース資産を除きます。)・・・定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

(4)引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち中土佐町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(6)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

2.重要な会計方針の変更等 (令和4年度における変更点)

(1)会計方針の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3.重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

なし

(2)組織・機構の大幅な変更

なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

なし

(4)重大な災害等の発生

なし

4.偶発債務

(1)保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

事件番号	令和4年(行ウ)第7号
事件名	高収益作物次期作支援交付金申請不受理事件
請求金額	4,490千円

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等の財務書類の会計区分は以下の通りです。

一般会計
住宅新築資金等貸付事業特別会計

② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-	%
連結実質赤字比率	-	%
実質公債費比率	12.4	%
将来負担比率	-	%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
なし

⑥ 繰越事業に係る将来支出予定額

一般会計	繰越明許費	518,239千円
------	-------	-----------

⑦ 過年度修正等に関する事項
なし

(2)貸借対照表に係る事項

①会計基準を変更したことによる影響額等

ア.財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア.範囲

売却予定とされている公共資産

イ.内訳

なし

③減債基金に係る積立不足額

なし

④基金借入金(繰替運用)残高

なし

⑤地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

10,988,767千円

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	3,744,421千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	849,888千円
将来負担額	15,109,964千円
充当可能基金額	4,824,802千円
特定財源見込額	62,217千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	10,988,767千円

⑦建物のうち142,393千円は、PFI事業に係る資産が計上されています。

(3)行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5)資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 10,816 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	7,487,720千円	7,043,225千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	65,249千円	65,249千円
繰越金に伴う差額	△ 527,934千円	-
剰余金処分に伴う差額	250,000千円	250,000千円
会計間の資金移動に伴う差額	△ 62,773千円	△ 62,773千円
資金収支計算書	7,212,262千円	7,295,701千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

(住宅新築資金等貸付事業特別会計)

歳入歳出決算書では、繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

また、住宅新築資金等貸付事業特別会計から一般会計へ繰出金があり、相殺処理を行っているため金額が相違しています。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	660,883 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	108,978 千円
未収債権額の増加	8,565 千円
未収債権額の減少	△5,771 千円
減価償却費	△1,644,813 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△2,095 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	20,690 千円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	△1,381 千円
資産売却益	14,866 千円
資産除売却損	△174,485 千円
投資損失引当金繰入	△12,318 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 1,026,880 千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	700,000千円
一時借入金に係る利子額	なし

⑤重要な非資金取引

なし